

楽天MT 4 取引ルール

1. 取引日及び取引時間

取引日は、原則、土曜日、日曜日及び1月1日以外を取引日とします。また、取引時間は、次に掲げる表のとおりとしております。ただし、クリスマス時期など世界的な休日によりインターバンク市場が東京時間のみ開いている場合などは、当社の判断において取引の終了時間を繰り上げる場合があります。

取引日と取引時間	月曜日	火曜日～金曜日	取引停止時間
通常期間の1取引日における取引時間	午前7時00分 ～ 翌日午前6時54分59秒	午前7時10分 ～ 翌日午前6時54分59秒	午前6時55分 ～ 午前7時9分59秒
米国サマータイム期間の1取引日における取引時間	午前7時00分 ～ 翌日午前5時54分59秒	午前6時10分 ～ 翌日午前5時54分59秒	午前5時55分 ～ 午前6時9分59秒

2. 取引通貨ペア及び必要証拠金等

取引通貨ペア	英語表記	取引数量の最低単位	必要証拠金(証拠金率)	レートの呼値の最低単位	決済通貨
ドル/円	USD/JPY	1,000 ドル	【新規建玉時】 個人のお客様の場合 一律 4.0% 法人のお客様の場合 過去の相場変動に基づき当社が定めた額 【建玉保有時】 取引日中の必要証拠金額は固定。ただし、毎取引日終了時点で未決済の建玉は、取引日ごとの終値により必要証拠金を再計算（個人4.0%、法人は過去の相場変動に基づき当社が定めた額）し、翌取引日に適用（※）。 【計算式】 取引数量の最低単位× 当社提示価格のビッドとアスクの中心値×証拠金率×取引数量÷1,000（小数点以下切り上げ）	0.1 銭	日本円
ユーロ/円	EUR/JPY	1,000 ユーロ		0.1 銭	日本円
英ポンド/円	GBP/JPY	1,000 英ポンド		0.1 銭	日本円
豪ドル/円	AUD/JPY	1,000 豪ドル		0.1 銭	日本円
NZ ドル/円	NZD/JPY	1,000 NZ ドル		0.1 銭	日本円
ランド/円	ZAR/JPY	1,000 ランド		0.1 銭	日本円
カナダドル/円	CAD/JPY	1,000 カナダドル		0.1 銭	日本円
スイス/円	CHF/JPY	1,000 スイス		0.1 銭	日本円
ユーロ/ドル	EUR/USD	1,000 ユーロ		0.00001 ドル	ドル
ポンド/ドル	GBP/USD	1,000 英ポンド		0.00001 ドル	ドル
豪ドル/ドル	AUD/USD	1,000 豪ドル		0.00001 ドル	ドル
NZ ドル/ドル	NZD/USD	1,000 NZ ドル		0.00001 ドル	ドル
ドル/スイス	USD/CHF	1,000 ドル		0.00001 スイス	スイス
ポンド/スイス	GBP/CHF	1,000 英ポンド		0.00001 スイス	スイス
ユーロ/ポンド	EUR/GBP	1,000 ユーロ		0.00001 英ポンド	英ポンド
ユーロ/スイス	EUR/CHF	1,000 ユーロ		0.00001 スイス	スイス
豪ドル/スイス	AUD/CHF	1,000 豪ドル	0.00001 スイス	スイス	
NZ ドル/スイス	NZD/CHF	1,000 NZ ドル	0.00001 スイス	スイス	
豪ドル/NZ ドル	AUD/NZD	1,000 豪ドル	0.00001NZ ドル	NZ ドル	
トルコリラ/円	TRY/JPY	1,000 トルコリラ	0.1 銭	日本円	

※ 上記の表において「ドル」とだけ記載されている通貨は、「米ドル」を、「スイス」と記載されている通貨は、「スイスフラン」を指します。

※ 必要証拠金額の再計算は毎取引日終了後のシステムメンテナンス中に行われます。

※ 毎営業日の終値と取引再開後の当社提示レートが乖離した結果、余剰証拠金が0（ゼロ）以下になった場合、ロスカットルールに基づき、建玉のロスカットが発動しますのでご注意ください。

3. 取引数量の上限

1 取引あたりの発注上限	通貨ペアに関係なく一律 200 万通貨
建玉及び注文の最大合計額	建玉及び注文の最大合計額が 30 億円相当額(リアルタイムで円換算された金額)を超える新規建玉はできません。

4. 注文方法

注文方法	説明
成行注文	リアルタイムで提示されているレートにて売買する注文方法です。
指値注文	レートを指定して発注する注文です。買い注文時は発注時のアスクレート以下、売り注文時は発注時のビッドレート以上でレートを指定していただく必要があります。なお、指値注文は、当社の提示レートが当該注文のレートに達した場合、又は超えた場合、その当社の提示レートにて約定します。
逆指値注文	レートを指定して発注する注文です。買い注文時は発注時のアスクレート以上、売り注文時は発注時のビッドレート以下でレートを指定していただく必要があります。逆指値注文は、当社の提示レートが発注した逆指値注文のレートに達した場合、又は超えた場合、その当社の提示レートで約定します。
IFD 注文	IFD とは、If-Done (イフ・ダン) の略です。新規注文とそれを対象とした決済注文をセットで発注する注文方法です。新規注文は、それぞれ指値注文および逆指値注文を選択することができ、その新規注文に対して決済指値あるいは決済逆指値注文のどちらかを設定します。最初は新規注文だけが有効であり、これが約定した場合に決済注文が自動的に有効になります。
IFO 注文	IFD 注文と決済の指値注文、逆指値注文を組み合わせた注文方法です。新規注文の指値(逆指値)が約定すると、その新規注文に対して設定された決済注文が自動的に有効になります。決済注文は、一方が約定すると他方はキャンセルされます。

5. 追加証拠金

楽天MT 4 口座では、追加証拠金（追証）の制度はありません。

6. アラート通知

楽天MT 4 口座では、証拠金維持率が 120%を下回ると、ターミナルの証拠金情報欄が赤くなります。アラートメール等は送信しませんので、口座の資金管理には十分ご注意ください。

アラート通知表示の判断となる純資産の評価は一定の間隔で行っており、純資産の評価のタイミング、回線の通信速度、障害又は通信環境の変化等により、遅延や不着等が発生する場合があります。そのため、マーケットが急激に変動したときなどは、アラート通知が実際のマーケットの状況から遅れてお客様に表示される場合

や、アラート通知が表示されるまえに、ロスカット基準額に到達しロスカットされる場合もあります。したがって、いまして当社は、プレアラート通知及びアラート通知の適正性、適合性、正確性等についてのいかなる保証もするものではなく、それら遅延等によって被ったあらゆる損失及び損害について当社は一切の責任及び補償を負うものではありません。これらの仕組みを十分ご理解のうえ、確認手段のひとつとしてご利用いただくことをあらかじめご了承ください。

不測のロスカットを避けるためにも、お客様ご自身で常時建玉や証拠金等の状況把握と管理を行っていただくようお願いいたします。また逆指値注文を入れるなどの対応は、ロスカット防止のための有効な手段となります。ご検討いただき、余裕を持ったご資産での取引をお勧めいたします。

(2017年2月)

楽天 MT4 ツール利用規定

楽天証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号

楽天 MT4 ツール利用規定	4
楽天 MT4 ツール利用規定の目的	6
第 1 条 楽天 MT4 ツールの利用	6
第 2 条 楽天 MT4 ツールの利用制限	6
第 3 条 楽天 MT4 ツール及び内容の変更	6
第 4 条 楽天 MT4 ツール利用料	6
第 5 条 免責事項	6
第 6 条 変更	7

楽天 MT4 ツール利用規定の目的

楽天 MT4 ツール利用規定（以下、「本規定」といいます）は、お客様が楽天証券株式会社（以下、「当社」といいます）で店頭外国為替保証金取引（「楽天 MT4」を指し、以下「楽天 MT4」といいます。）を行うにあたり、当社がお客様に提供するソフトウェア（以下、「楽天 MT4 ツール」といいます）の利用について必要な事項を定めるものです。あらかじめ本規定を十分にご理解いただき、ご承諾のうえ「楽天 MT4 ツール」をご利用ください。

なお、本規定に定めなき事項は、別途当社が定める総合証券取引約款のほか、他の約款・規定の定めるところによるものとします。また、本規定に係るお客様のご同意が無い場合、お客様は楽天 MT4 ツールを利用することができません。

第1条 楽天 MT4 ツールの利用

お客様は、楽天 MT4 ツールを利用し、楽天 MT4 を利用することができます。

2. 楽天 MT4 ツールはインターネットを利用して楽天証券で FX 取引(金融商品取引)を行うためのソフトウェアです。楽天 MT4 ツールの利用にあたっては、本規定のほか、当社が別途定める「総合証券取引約款第 2 章「インターネット取引」の規定も適用されるものとします。

第2条 楽天 MT4 ツールの利用制限

楽天 MT4 ツールに関する著作権、知的所有権及びその他一切の権利は当社および MetaQuotes Software Corp.に帰属し、お客様が本規定に従って楽天 MT4 ツールを利用されるほか、楽天 MT4 ツールの全部又は一部についてその目的の如何を問わず、複製、改造、リバース・エンジニアリング、ディコンパイル、ディスアSEMBル又は変更することはできません。

2. 楽天 MT4 ツールは、第三者に販売、譲渡、質入、貸与又は頒布すること並びに楽天 MT4 から受ける情報を、営業に利用することはもちろん、第三者へ再配信すること、第三者と共同して利用すること、第三者の利用に供することはできません。
3. 当社は、お客様が前各項に違反している、又は違反する恐れがあると判断した場合、当該お客様の楽天 MT4 における全てのお取引を停止することができるものといたします。

第3条 楽天 MT4 ツール及び内容の変更

当社は、お客様に通知することなく、楽天 MT4 ツールの全部又は一部の停止、中止及び仕様変更を行う場合があります。

第4条 楽天 MT4 ツール利用料

楽天 MT4 ツールの利用料は、原則、無料といたします。

2. 楽天 MT4 ツールの利用料は、経済情勢等の変動に伴い改訂できるものとします。

第5条 免責事項

当社は、楽天 MT4 ツールにおいて提供する情報等に関しては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。万一この情報に基づいて被ったいかなる損害についても、当社は一切責任を負うものではありません。

2. お客様は、ご自身の投資判断で楽天 MT4 ツールを利用して楽天 MT4 をおこなうことを自認し、

当社は、楽天 MT4 ツールを利用した取引の結果について、いかなる責任を負うものではありません。

3. 楽天 MT4 のインストールまたは使用に関連してお客様に直接的または間接的に発生する一切の損害（ハードウェア、他のソフトウェアの破損、不具合、通信回線・設備の障害等を含むがこれに限らない。）及び第三者からなされる請求について当社は一切責任を負うものではありません。

第6条 変更

本規定は、法令の変更、監督官庁の指示もしくは命令または当社の裁量、その他必要が生じたときに予告なく改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の特権を制限しもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立ないときは、改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

2. 前項の通知は、改定の影響が軽微であると当社が判断する場合には、当社ホームページ等への掲載によって代える場合があります。

(2016年9月)

楽天 MT4 取引規定

(店頭外国為替証拠金取引)

楽天証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号

楽天 MT4 取引規定	8
（店頭外国為替証拠金取引）	8
楽天 MT4 取引規定の目的	10
第 1 条 自己責任の原則	10
第 2 条 楽天 MT4 口座	10
第 3 条 楽天 MT4 のリスク及び取引方法等	11
第 4 条 証拠金	11
第 5 条 期限の利益の喪失	11
第 6 条 支払不能又は不能となる恐れがある場合等における処理	12
第 7 条 差引計算	12
第 8 条 担保物の処分	13
第 9 条 占有物等の処分	13
第 10 条 充当の指定	13
第 11 条 遅延損害金の支払い	13
第 12 条 決済条件の変更	13
第 13 条 取得情報の個人利用等	13
第 14 条 債権譲渡等の禁止	13
第 15 条 公租公課	13
第 16 条 利息	14
第 17 条 政府機関等宛て報告書等の作成及び提出	14
第 18 条 届出事項の変更	14
第 19 条 通知の効力	14
第 20 条 免責事項	14
第 21 条 契約の解除	16
第 22 条 サービス利用の制限	16
第 23 条 当社による精算	17
第 24 条 報告	17
第 25 条 損害賠償の制限	17
第 26 条 サービス内容の変更	17
第 27 条 クーリングオフ制度	17
第 28 条 適用法	17
第 29 条 合意管轄	17
第 30 条 規定の変更	17

楽天 MT4 取引規定の目的

楽天 MT4 取引規定（以下、「本規定」という）は、お客様と楽天証券株式会社（以下、「当社」といいます）との間で行う店頭外国為替証拠金取引（「楽天 MT4 取引（店頭外国為替証拠金取引）」をいい、以下、「楽天 MT4」という）に係る権利義務及び楽天 MT4 の利用に関する取決めを定めるものです。

第1条 自己責任の原則

お客様は、楽天 MT4 を行うにあたって、当社が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する「楽天 MT4 契約締結前交付書面（店頭外国為替証拠金取引）」（以下、「楽天 MT4 説明書」といいます）によりご説明する金融商品取引法（以下、「金商法」といいます）第 2 条第 22 項第 1 号に定める店頭デリバティブ取引に係る店頭外国為替証拠金取引の特徴、取引の仕組み等の取引に関する内容及び本規定並びにその他当社が別に定める総合証券取引約款、その他付随又は関連する規定、規則、取引ルール等（以下、「約款等」といいます）の内容を十分にご理解のうえ、お客様の判断と責任において取引を行っていただくものといたします。

第2条 楽天 MT4 口座

お客様は、楽天 MT4 を行うにあたり、店頭外国為替証拠金取引口座（以下、「楽天 MT4 口座」といいます）を開設するものとします。当該楽天 MT4 口座の開設において、金商法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、本規定に掲げる事項を十分に理解・承諾し、これを証するため、「確認書・告知に係る申請書」を差し入れることとします。

2. お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
3. 楽天 MT4 口座は、楽天 MT4 説明書に定める取引に係る全ての事項について管理するものとします。
4. 楽天 MT4 口座は、原則、一名義一口座とし、次に掲げる要件をすべて満たす場合に楽天 MT4 口座の開設を申し込むことができるものとします。なお、当社は、お客様から楽天 MT4 口座の開設のお申込を受けた際、楽天 FX 口座開設基準に基づく当社所定の審査を行い、当該審査の結果口座開設をお断りする場合がありますこと、及びその場合の理由を開示しないことについて、お客様は、予め承諾するものといたします。
 - ① すでに当社の約款・規定に基づく総合証券取引口座および楽天 FX 口座を開設していること。
 - ② 口座開設時に 100 万円以上の金融資産を有していること
 - ③ 本規定及び「楽天 MT4」に関する説明書を読み、本取引の特徴、仕組み及びリスクについて十分理解し自己の判断と責任において自己の資金により自己のためにお取引いただけること
 - ④ 本規定及び本取引に関するルール並びに当社の関連する他の約款・規定の内容を承諾いただけること
 - ⑤ 当社から電話及び電子メールにて常時連絡が取れること
 - ⑥ インターネットをご利用いただけること
 - ⑦ ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること（利用可能なものに限る）

- ⑧ 当社が定める電子的な方法による楽天MT4口座の開設手続き、当社が交付する書面について電磁的な交付(電子交付)に同意いただけること
- ⑨ 総合証券取引口座、楽天FX口座およびその他の口座等にて不足金がないこと
- ⑩ 前各号のほか当社が定める要件

第3条 楽天 MT4 のリスク及び取引方法等

楽天 MT4 に係るリスク、取引方法その他取引において必要となる事項等(以下「取引ルール等」といいます。)については楽天 MT4 取引説明書に定めるとおりとします。お客様は、当該取引ルール等の内容を承諾し、当該取引ルール等に従って取引を行うものとします。なお、取引ルール等が改正された場合も同様といたします。

第4条 証拠金

お客様が差し入れる証拠金は、お客様が当社に対して負担する楽天 MT4 に係る一切の債務履行の担保を目的とすることを理解し、承諾するものとします。

2. 当社は、楽天 MT4 に係る証拠金をお客様から受領した場合、「取引報告書兼証拠金受領書」を電磁的方法によって交付いたします。
3. お客様は、新規に楽天 MT4 を開始してから決済を行うまでの間、当社が定めるお客様のポジションに係る維持すべき証拠金の額（以下「必要証拠金」といいます。）を上回る額の証拠金を、楽天 MT4 口座に維持しておくものとします。
4. 当社は、経済情勢の変化等に伴い必要証拠金の額を変更できるものとします。なお、必要証拠金の額を変更したときは、お客様のポジションに係る必要証拠金に対しても変更後の必要証拠金の額を適用するものとします。
5. お客様は、前各項に定めるほか、楽天 MT4 に関わる証拠金については、当社の定めるところに従うものとします。

第5条 期限の利益の喪失

お客様が、次に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合には、当社から通知、催告等がなくても、お客様は当社に対する楽天 MT4 に係るすべての債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。

- (1) 支払の停止又は破産、会社更生・民事再生・個人再生手続開始若しくは特別清算開始の申立があったとき
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (3) お客様の楽天 MT4 に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき
- (4) お客様の楽天 MT4 に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき
- (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由が生じたとき
- (6) 氏名・住所変更の届出を怠るなどお客様の責に帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき
- (7) 心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難又は不可能となったとき

- (8) お客様が死亡されたとき
2. お客様が、次に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合には、当社の請求によって、お客様は当社に対する楽天 MT4 に係るすべての債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。
- (1) お客様の当社に対する本取引に係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき
- (2) お客様が当社に対する債務（ただし、本取引に係る債務を除きます。）のために差し入れている担保の目的物について、差押又は競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。）があったとき
- (3) お客様が本規定、楽天 MT4 取引説明書又は約款等のいずれかに違反したとき
- (4) 前各号のほか当社が保有する債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第6条 支払不能又は不能となる恐れがある場合等における処理

お客様が前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前連絡やお客様の承諾を得ることなく、お客様の楽天 MT4 に係るすべての建玉について、これを決済するために必要な反対売買を、お客様の計算において行うことができるものとします。

2. お客様が前条第 2 項第 1 号に掲げる債務のうち、楽天 MT4 に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社は任意に、お客様への事前連絡やお客様の承諾を得ることなく、当該遅滞に係るお客様の本取引に係るすべての建玉を決済するために必要な反対売買を、お客様の計算において行うことができるものとします。
3. お客様が前条第 2 項各号のいずれかに該当したときで、当社から請求があった場合には、当社の指定する日時までに、お客様が楽天 MT4 口座を通じて行っているすべての楽天 MT4 に係る建玉を決済するために必要な反対売買等を、当社に発注するものとします。（前項の規定により、当社が反対売買を行う場合を除く。）
4. 前項の日時までに、お客様が反対売買の発注を行わないときは、当社が任意に、これを決済するために必要な反対売買等を、お客様の計算において行うことができるものとします。
5. 前各項の反対売買等を行った結果、不足金が生じた場合には、お客様は当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

第7条 差引計算

お客様は、当社との一切の取引において、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行することとなった場合には、その債務とお客様の楽天 MT4 に係る債権およびその他一切の債権とを、その履行の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも当社は相殺することができるものとします。

2. 前項の相殺を行う場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
3. 第 1 項及び前項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算についてはその期間の計算実行の日までとし、債権債務の利率については当社が定める利率によるものとします。また差引計算を行う場合、債権及び債務の通貨が異なるときは当社の指定する為替レートで両替するものとします。

第8条 担保物の処分

お客様が本規定に基づき当社に対し負担する債務を当社が定める期限までに履行しないときは、お客様が当社に対して差し入れている証拠金等の担保物について、あらかじめお客様へ通知、催告等を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、お客様の計算において、当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当することができるものとします。また当該弁済充当を行った結果、お客様が当社に対し残債務を有する場合には、お客様は直ちに弁済を行うものとします。

第9条 占有物等の処分

お客様が楽天 MT4 において当社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、当社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）に基づく口座に記録しているお客様の外国通貨、有価証券、その他の動産等を当社の任意で処分できるものとし、この場合すべて前条に準じて取り扱われるものとします。

第10条 充当の指定

お客様が債務を履行する場合、お客様が当社に差し入れた担保物がおお客様の債務の全額に比して不足しているときは、当社は、当社が適当と認める順序及び方法により当該債務へ充当することができるものとします。

第11条 遅延損害金の支払い

お客様が当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、年 14.6%の率を上限とする遅延損害金を支払うものとします。

第12条 決済条件の変更

お客様は、天災地変、為替市場の激変その他やむをえない事由により、当社が決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

第13条 取得情報の個人利用等

当社から媒体の如何にかかわらず直接的又は間接的に取得したデータ、ニュース、コンテンツ及びその他の情報等は、お客様ご自身の私的使用又はその他の法律によって明示的に認められる範囲を超えて、これらの情報等を利用（複製、改変、アップロード、掲示、送信、頒布、ライセンス、販売、出版等を含む）することを禁止するものとします。

2. 当社が提供する情報は、お客様の投資に関する断定的判断又は売買の勧誘を目的としたものではありません。

第14条 債権譲渡等の禁止

お客様が当社に対して有する債権は、これを他に譲渡又は質入れ、その他処分をすることはできないものとします。

第15条 公租公課

お客様は、楽天 MT4 に係る公租公課をお客様自身の負担により支払うものとします。

第16条 利息

当社は、本取引に関しお客様が当社に差し入れた為替証拠金、本取引により生じたお客様の売買差益金その他本取引に関する金銭に対しては、付利をいたしません。

第17条 政府機関等宛て報告書等の作成及び提出

お客様は、当社が法令等に基づき要求される場合には、お客様の取引及びその他の情報について政府機関等あてに報告することに異議を述べないものとします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力するものとします。

2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関してお客様に発生した一切の損害については、当社は免責されるものとします。

第18条 届出事項の変更

お客様が当社に届け出たお客様の氏名、名称、住所、事務所の所在地、共通番号、電話番号、電子メールアドレス、銀行口座又はその他の事項に変更があったときは、お客様は、当社所定の手続きにより、遅滞なくその旨を当社に届け出るものとします。

2. 当社が指定したログイン ID、パスワード等を失念し又は喪失した場合は、速やかにその旨を当社に届け出るものとします。
3. 前各項の届出があった場合、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認められる書類等をご提出いただくことがあります。
4. 第 1 項又は第 2 項のお届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ、お客様からお預かりしている資金の返還請求には応じられません。

第19条 通知の効力

当社は、お客様が当社に届け出たお客様の氏名、住所又はお客様の電子メールアドレスあてに諸通知をお送りいたします。ただし、当社の責に帰さない事由により未達、遅延、延着等があった場合は、通常到達すべき時に到達したものとします。

第20条 免責事項

次の各号に掲げる事由によりお客様又は第三者に発生した損害又は損失若しくは費用（以下、本条において「損害等」といいます。）については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、非常事態（戦争、クーデター、金融危機、市場閉鎖、その他これに類する事由）等の不可抗力と認められる事由により、楽天 MT4 における注文の執行（ロスカット、強制決済に伴うものを含む。）、金銭の授受又は事務手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害等
- (2) 外国為替市場の閉鎖、休場又は開場若しくは規則の変更等の事由により、当社がお客様の楽天 MT4 に係る注文に応じ得ないことによって生じた損害等
- (3) 国内の休日、当社の取扱い時間外又は当社が行うシステムのメンテナンス等により、当社がお客様の楽天 MT4 に係る注文に応じ得ないことによって生じた損害等
- (4) 電信、インターネット、電話回線又は携帯電話設備若しくは郵便等の通信手段における誤謬又は遅延等の当社の責めに帰さない事由により生じた損害等

- (5) 通信回線、通信機器、ソフトウェア及びコンピュータ機器等の障害、瑕疵並びに第三者の妨害による情報伝達の遅延、不能又は誤作動が生じたことにより生じた損害等
- (6) 当社の提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離したと当社が認め、お客様の注文を執行しなかったこと、または当社が提示レートの訂正又は取消を行ったことにより生じた損害等
- (7) 次に掲げる項目に該当し、当社の判断において約定の訂正又は取消を行った場合により生じた損害等
 - 1. 当社が不正と認めた取引において約定した場合
 - 2. 提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離していると当社が認めた当該提示レートで約定した場合
 - 3. システム障害等が発生している際に約定した場合
 - 4. お客様が本規定及び楽天 MT4 取引説明書のほか、当社の総合証券取引約款、その他付随関連する規定、規則、取引ルール等（以下、「約款等」といいます）について違反した場合
 - 5. その他、当社が必要と認める場合
- (8) 相場状況の急変等によりスプレッド幅が広がる、スリッページの発生、又はロスカットや強制決済の執行等により意図した取引できないこと、または意図しない取引が成立することに伴う損害
- (9) 当社が提供する情報等の誤謬、停滞、省略及び中断により生じた損害等
- (10) お客様のログイン ID、パスワード等をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を当社が確認し、そのうえで行われた取引により生じた損害等
- (11) その事由の如何を問わず、お客様のパスワード等又は取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害等
- (12) 当社に登録されているお客様のログイン ID、パスワードとお客様が入力されたログイン ID、パスワード等が一致しなかったために取引が行えなかったことにより生じた損害等
- (13) お客様が本規定、楽天 MT4 取引説明書又は約款等において誤解し又は理解不足であったことにより生じた損害等
- (14) お客様が当社に届け出た情報に変更があり、当該変更の内容についてお客様から当社にお届けがないことにより、当社がお客様の取引注文を受け付けず若しくは執行せず、若しくはお預かりした金銭等を返還しなかったことにより生じた損害、又は楽天 MT4 に係る当社の一部又は全部の処理又は手続き等が不能又は遅延したことにより生じた損害等
- (15) 当社が提供する情報は、その正確性、完全性及び信頼性の明示の有無にかかわらず、それを保証するものではありません。当社が提供する情報の利用により生じたお客様の一切の損害等及びその原因の如何を問わず、通信機器、通信回線、商用ネットワーク、コンピュータ等の障害によって生じた情報等の伝達遅延、中断及び誤謬、欠陥等の状況の如何にかかわらず生じた損害等
- (16) やむを得ない理由による、当社が本取引に係るサービスを停止し又は中止したことにより生じた損害等

第21条 契約の解除

お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、又は期限の利益の喪失事由に該当した場合、当社は楽天 MT4 に係る全ての契約を解除することができるものとします。

- (1) お客様が、本規定、楽天 MT4 取引説明書又は約款等及び法令諸規則等のいずれかに違反したとき
- (2) お客様が楽天 MT4 の口座開設の要件を満たさなくなったとき
- (3) 当社が本規定、楽天 MT4 取引説明書又は約款等に係る変更においてお客様に対し同意又は承諾を求め、お客様がこれに応じないとき
- (4) お客様が総合証券取引口座あるいは楽天 F X 口座の解約の申出をなされたとき
- (5) お客様において楽天 MT4 にかかる価格等の情報の取得方法又は利用方法が不適切であると当社が判断したとき
- (6) お客様の当社に対する債務について、一部でも履行を遅滞したとき
- (7) お客様が届出事項の変更に係る届出を行わないとき、
- (8) 当社が定める期間において、楽天 MT4 に係る取引、残高等を基準とした一定の条件を満たさないとき
- (9) 心身機能の低下等により、楽天 MT4 において取引の継続が著しく困難又は不可能と当社が判断したとき
- (10) お客様が楽天 MT4 において仮名取引又は借名取引若しくはその疑いがある取引を行った当社が判断したとき
- (11) 楽天 MT4 口座の名義人を強要し第三者の意思により楽天 MT4 口座を開設し、又は取引していたこと、若しくはその疑いがあると当社が判断したとき
- (12) お客様が楽天 MT4 口座の開設時に届け出た情報が虚偽又は提出書類が真正でないときと当社が判断したとき
- (13) お客様の楽天 MT4 口座が法令や公序良俗に反する行為に利用されたとき、又はその恐れがあると当社が判断したとき
- (14) 当社がお客様に対し、本人確認書類の再提示を求めたにもかかわらず、お客様がそれに同意又は承諾されないとき
- (15) その他当社が定める総合証券取引約款第 52 条（解約事由）に掲げる事項に該当したとき
- (16) 他のシステム等を利用して楽天 MT4 に係るサービス又はシステム等を不正に操作し、若しくは改変等を行い取引したとき又はそのような取引があったものと当社が判断したとき
- (17) 取引の方法の如何にかかわらず、当社が、短時間における連続した取引、インターバンク市場の混乱を招く取引、当社のカバー取引に影響を及ぼす取引、または、過度な取引等不適切な取引であると判断したとき又はその虞があるとき

第22条 サービス利用の制限

当社は、お客様が、前条第 1 項各号に該当すると判断した場合、その他楽天 MT4 を行うことが不適当と判断した場合には、事前の通告なくお客様の楽天 MT4 に係るサービスの利用を制限し又は禁止することができるものとします。

2. 当社がお客様の楽天 MT4 に係るサービスの利用を禁止した場合には、お客様は直ちに期限の利益を喪失します。

第23条 当社による精算

当社とお客様との楽天 MT4 に係る全ての契約の解除は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) お客様の楽天 MT4 口座において建玉及び証拠金等の残高がある場合は、原則、お客様ご自身で建玉を決済し、総合証券取引口座へ振替出金等の手続きを行うものとします。ただし、お客様が当該手続きを履行しない場合、又はお客様への連絡が不達の場合は、当社の裁量によりお客様の計算において当該手続きを行うものとします。なお、当社の裁量において当該手続きを行った場合でも、当該手続きに係る処理の方法及び時期並びにその結果等の全ての事項について、お客様は一切の異議を申し立てないものとします。
- (2) お客様の契約解除に伴う手続きを行った結果、楽天 MT4 口座において損失等が生じ証拠金に不足金が生じた場合、お客様は、当社が交付する楽天 MT4 取引説明書「[1.はじめにお読みください](#)」の「[7.決済損金の不足](#)」に定める手続きをとるものとします。なお、当該手続きの不履行によりお客様の債務が解消されない場合、その範囲において本規定、楽天 MT4 取引説明書及び約款等は継続して効力を有するものとします。

第24条 報告

お客様は、期限の利益の喪失事由に該当したとき、又はその虞があるとき（ただし、お客様が死亡した場合を除く）又は当社に差し入れている担保の目的物のみならず、お客様が他の債権者に対して差し入れている担保の目的物について、差押又は競売手続の開始があったとき、又はその虞れのあるときは、直ちに書面を以ってその旨を報告するものとします。

第25条 損害賠償の制限

当社の責めに帰すべき事由があった場合でも、当該事由の如何にかかわらず、お客様の逸失利益については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第26条 サービス内容の変更

当社は、お客様に事前に通知することなく、楽天 MT4 に関して提供するサービスの内容を変更することができるものとします。

第27条 クーリングオフ制度

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

第28条 適用法

本規定は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。

第29条 合意管轄

お客様と当社との間の楽天 MT4 に関する訴訟については、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第30条 規定の変更

この法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであると

きは、その改訂事項をウェブサイトに掲示するなど当社が定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までにご異議のお申立てがないときは、規定の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。

(2016年9月)

楽天証券 株式会社

〒158-0094 東京都世田谷区玉川 1 丁目14 番1 号

【連絡先】フリーダイヤル	0120-41-1004 03-6739-3333（携帯電話から。有料）
お問合せ受付時間	平日午前 8 時 00 分～午後 6 時 00 分

口座開設・取引に関する確認書

取扱商品について

本取引に関する確認書は、店頭外国為替証拠金取引（以下、「当社取扱商品」）のお取引を始める際に注意して頂く事項です。

以下の内容を十分に理解した上で自己の責任においてお取引を行うようお願い申し上げます。

システム売買（EA: Expert Advisor）に関する確認書

- ・システム売買（EA: Expert Advisor）をご利用になる際、お客様自らプログラミングを行った上、並びにプログラミングを行っていないプログラムソフトウェア（通称：自動売買ソフト）を利用するにあたり、それらで発生する一切の損害について、当社が責任を負うものでないことに同意する。なお、お客様がプログラミングされた EA (Expert Advisor) を商業・営利目的として、開発並びに販売する場合、金融商品取引業者（投資助言・代理業）としての登録が必要となることを理解し、また未登録のまま当該行為が発覚した場合、取引約款第24 条1 項2 号に則した措置となる事。
- ・システム売買（EA: Expert Advisor）にて、システム売買をする場合、お客様自身の全面的な裁量に委ねられ当社からは一切のサポートができないこと、また不測の障害・リスクが生じる可能性があります、それらで生じる一切の損害について、当社が責任を負うものでないこと。

受領書類・取引に関する確認書

- ・当社取扱商品は元本保証がされておらずその取引額がお客様の預託額よりも大きくなることもある事。
- ・当社取扱商品は楽天証券株式会社との相対取引となり、取引価格が他社または他の情報とは必ずしも一致しない事。
- ・当社取扱商品において政治経済要因、市場流動性要因等から相場が大きく変動する事や、その為に取引が不可能となる場合並びに予期しない約定結果が起こりうる事。
- ・当社取扱商品において市場変動による証拠金率割れにより強制決済が行われる事。
- ・当社取扱商品において取引価格・スワップ変動要因、電子取引における技術要因、市場流動性要因、不可抗力要因、信用要因、法規制と市場慣行・提携先事情要因等からなる各リスクの存在と、取引所・清算機関規定の改変、さらに上記以外のリスクが存在する場合がある事。
- ・楽天証券株式会社 より発行の取引報告書他各種報告書のインターネット経由での電磁的方法での交付に同意する。

口座開設に関する確認書

取引約款、電子取引における付帯条項、各商品取引説明書、各商品取引概要、規程集等を熟読した上その内容を上記重要事項並びに記載内容を良く理解し、自身の判断と責任においてその自己資力の範囲内での本取引を行う事を誓約します。

また取引約款、各商品取引説明書に違反した場合は、楽天証券株式会社が同取引約款並びに関連条項に従い、事前通告義務を伴わない(自身の勘定による)口座内の全未決済残玉の強制清算並びに契約終結措置の発動権を有する事に同意します。

(2016年9月)